

# カナダ知的所有権庁 (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 .....	附属書 CA. I
国内処理様式 .....	附属書 CA. II
「小企業」の定義 .....	附属書 CA. III

略語のリスト

国内官庁：	カナダ知的所有権庁
C P A：	カナダ特許法
C P R：	カナダ特許規則

指定（又は選択）官庁 CA	カナダ知的所有権庁	概要 CA
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 <sup>1</sup> PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月 <sup>1</sup>	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>2</sup>	英語又はフランス語	
要求される翻訳文 <sup>2</sup>	<p>PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約</p> <p>PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）</p> <p>PCT第22条又は第39条(1)に基づく場合：出願が国際出願公開前に国内段階に移行した場合に限り、願書の翻訳文が要求される。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階の早期移行を明確に請求した場合に可能性がある。</p>	
国際出願の写しを要求されるか？	出願が国際出願公開前に国内段階に移行した場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付しなければならない。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階の早期移行を明確に請求した場合に可能性がある。	
国内手数料	通貨：カナダ・ドル（CAD） 基本手数料 <sup>2</sup> …… CAD 400(200) <sup>3</sup> 国内段階移行繰延べのための追加手数料 …… CAD 200 国際出願の出願日から2年目若しくは場合によって3年目以降に国内移行がされていた場合、国内段階移行がされた日の各年毎に対する維持手数料 <sup>4</sup> …… CAD 100(50) <sup>3</sup> 審査手数料 <sup>5</sup> …… CAD 800(400) <sup>3</sup>	

[次頁に続く]

- 1 出願人が国内段階移行繰延べのための追加手数料を支払うことを条件に優先権主張日から42箇月。
- 2 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 3 括弧内の額は出願人が「小企業」料率で一部の手数料を支払う資格を有する場合に限り適用される。割引手数料の支払資格を得るためには、カナダ特許規則第3条(9)、(5)又は(7)に規定する期間内に、出願人又は代理人はカナダ特許規則第3.01条に従う署名済の「小企業」宣言書を提出しなければならない（宣言書はカナダ特許規則様式3の第7欄、及びPCT出願人の手引、国内段階の附属書CA. IIに示す様式に従うことが望ましい）。
- 4 PCT第22条又は第39条(1)を適用する場合：本手数料は、国際出願日から24箇月若しくは優先日から30箇月のいずれか遅く満了する日まで、又は出願人が国内段階移行繰延べのための追加手数料を支払う場合には優先日から42箇月が経過する前に支払う。
- 5 カナダ知的所有権庁が国際調査報告書を作成した場合、審査手数料は75%減額される（附属書CA. I参照）。

CA	カナダ知的所有権庁 (続き)	CA
国内手数料の免除、減額又は払戻し	<p>カナダ知的所有権庁が国際調査報告書を作成した場合、審査手数料は75%減額される。</p> <p>小企業の資格を有する出願人は、国内段階の手数料の一部が減額される。</p>	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>出願人が発明者でない場合には、出願人が発明者の正当な代表者である旨の宣言、又はPCT規則4.17に従い出願人が出願及び特許付与の資格を有する旨の申立て</p> <p>出願人が国際出願の出願時に特定されていた出願人と異なる場合には、その出願人が出願時に特定されていた出願人の正当な代表者である旨の証拠。証拠が未提出であれば国内官庁は出願人に提出を求める<sup>6</sup>。</p> <p>出願人が発明者でない場合には代理人の選任</p> <p>選任された代理人がカナダに居所を持たない場合には、同代理人によるカナダに居所を有する復代理人の選任書</p>	
誰が代理人として行為できるか？	カナダ特許代理人登録簿に氏名が登録されている個人又は法人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認めない	

<sup>6</sup> 認められる証拠の形式には、様式PCT/IB/306、譲渡証書、名義変更書が含まれる。

## 国内段階の手続

CPR	61	<p><b>CA. 01 国内段階へ移行するための様式</b></p> <p>国内官庁は、国内段階移行のための様式を用意している（附属書CA. II 参照）。この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。</p>
CPR	58	<p><b>CA. 02 翻訳（補充）</b></p> <p>国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。</p> <p><b>CA. 03 手続言語</b></p> <p>通信の言語は、国際出願又はその翻訳文の言語にかかわらず、出願人の選択に従い英語又はフランス語とする。</p>
CPR	3 3.01	<p><b>CA. 04 「小企業」のための手数料の減額</b></p> <p>カナダ特許規則第3. 01条（定義については附属書CA. III 参照）に基づく「小企業」としての資格を有するPCT出願人は一部の手数料を割引料率で支払うことができる。「小企業」料金表の利益を受ける資格を得るためには、カナダ特許規則3に規定する期間内に、同規則3. 01に従う署名済の「小企業」宣言書を提出しなければならない。CA. 01で述べた特別の様式（附属書CA. II 参照）第5欄には「小企業」水準で一部の手数料を支払うための陳述が表示されている。</p> <p><b>CA. 05 手数料（支払方法）</b></p> <p>概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書CA. I に概説されている。</p> <p><b>CA. 06 国内段階移行後に完備させる要件</b></p> <p>出願人はカナダ国内段階移行から3箇月以内に、出願を完備させるために（該当すれば）次を提出しなければならない：CPR第111条(1)に適合する配列リスト、特許代理人の選任、特許復代理人の選任</p>
CPA CPR	15 20, 21, 61, 62(1), 77	<p><b>CA. 07 代理人の選任</b></p> <p>CPR第20条(2)に基づく通知を国内官庁長官に提出することによって代理人を選任することができる。選任された代理人がカナダ国内に居住していない場合には、カナダ国内に居住している特許代理人を、CPR第21条(3)に基づく通知を国内官庁長官に提出することによって復代理人として選任しなければならない。</p>
CPA CPR	27.1 73(1)(c) 73(3) 58(2) 58(3) 99	<p><b>CA. 08 維持手数料</b></p> <p>国際出願日の2年目の対応日から起算して、各年の応当日以前に維持手数料を支払う。出願人が期日までに支払わなかった場合には、その期日から12箇月以内に、回復請求書を伴う回復手数料（出願の場合）又は遅延支払の追加手数料（特許の場合）と共に支払うことができる。PCT第22条又は第39条(1)及びカナダ特許規則第58条(3)(a)に基づく30箇月の期間が適用される場合、又はPCT第22条若しくは第39条(1)及びカナダ特許規則第58条(3)(b)に基づく42箇月の期間が適用される場合、その満了前に支払の必要となる維持手数料はそれぞれ30箇月又は42箇月の期間満了まで追加手数料の支払なしで支払うことができる。維持手数料は各年ごとに支払うか又は複数年分をまとめ前払することができる。維持手数料の額は附属書CA. I に示されている。</p>
CPA CPR	35(1) 95, 96	<p><b>CA. 09 審査請求</b></p> <p>特許は出願人又は第三者によって請求される特許性に関する審査の後にのみ付与される。審査請求のための特別な様式はない。</p>

CPA	73(1)(d)	<b>CA. 10 審査請求の期間</b> 審査請求は国際出願日から5年以内に行わなければならない。審査請求が当該期間内に受理されなかった場合、出願は放棄となる。放棄から12箇月以内に審査請求手数料及び回復手数料を支払って、更に回復請求をすることによって出願を回復することができる。両手数料の額は附属書CA. I に示されている。
CPR	73(3) 96	
CPR	96(1)	<b>CA. 11 審査請求手数料</b> 審査請求は審査請求手数料が支払われた場合にのみ有効となる。審査請求手数料の額は附属書CA. I に示されている。
CPR	30(1) 30(5)	<b>CA. 12 付与手数料</b> 「最終手数料」及び明細書並びに図面の頁数が100頁を超えた分の各頁についての手料は特許許可通知日後6箇月以内に支払わなければならない。これらの手数料の額は附属書CA. I に示されている。
CPA	38.2	<b>CA. 13 出願の補正及びその時期</b>  国内段階において次の補正を行うことができる。  (i) 出願の特許許可までは、新規事項が発明の開示に加入されないことを条件として、出願人が自発的に又は審査官からの指示に回答する際に行う。  (ii) 特許許可後、最終手数料支払までは、出願の表面上から明白な誤記であれば無料で訂正が可能であり、それ以外の変更については、審査官による更なる調査が不要であって出願がCPA及びCPRに適合しないものとならない場合に限り、手数料支払に基づき補正が可能である。
CPR	31-35	
PCT Art.	28	
	41	
PCT Art.	25	<b>CA. 14 PCT第25条の規定に基づく検査</b> 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の誤り又は過失を否定する場合には、その決定に対して連邦裁判所に上訴することができる。
PCT Rule	51	
PCT Art.	48(2)	<b>CA. 15 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容</b> 国内段階6.022から6.027項を参照。
PCT Rule	58(8) 82bis	
CPA	73(3)	<b>CA. 16 回復は出願人が国内官庁に対して期間を遵守しなかった場合に請求することができる。回復請求は期間満了の後12箇月以内に行わなければならない（次の項参照）、出願人は懈怠した行為を追完し、回復手数料（附属書CA. I に示されている）を支払わなければならない。</b>
CPR	98	
CPR	58(3)	<b>CA. 17 PCT第22条又は第39条(1)の規定に基づく国内段階移行期間を遵守しなかった場合には、その期間後12箇月以内に追加手数料を支払い、要件を満たすことができる。</b>
CPA	73(1)	<b>CA. 18 PCT第22条又は第39条(1)の規定に基づく国内段階移行期間（上述したCA.17を参照）以外の国内官庁に対する手続期間を遵守しなかった場合には、その期間後12箇月以内に追加手数料を支払い、要件を満たすことができる。</b>
	73(3)	
CPR	98	
CPA	78	<b>CA. 19 出願及び特許維持手数料の支払期間並びに審査請求期間を含む例外的な場合には、期間の延長を、その期間が特許法施行規則に規定されているか又は国内官庁長官によって指定されていることを条件として、請求することができる。期間の延長の請求は期間満了の前に手数料（その額は附属書CA. I に示されている）の支払と共に、その理由が国内官庁長官を納得させるものでなければならない。</b>
CPR	26(1)	

## 手数料

(通貨：カナダ・ドル)

### 基本国内手数料：

(a) 小企業手数料	200
(b) 標準手数料	400
回復手数料	200
遅延支払の追加手数料	200
特許規則第26条又は第27条に基づく期間延長申請手数料	200

### 維持手数料：

国際出願日の2年目、3年目及び4年目の各応当日以前

(a) 小企業手数料	50
(b) 標準手数料	100

国際出願日の5年目、6年目、7年目、8年目及び9年目の各応当日以前

(a) 小企業手数料	100
(b) 標準手数料	200

国際出願日の10年目、11年目、12年目、13年目及び14年目の各応当日以前

(a) 小企業手数料	125
(b) 標準手数料	250

国際出願日の15年目、16年目、17年目、18年目及び19年目の各応当日以前

(a) 小企業手数料	225
(b) 標準手数料	450

### 出願審査請求手数料：

(a) 長官によって出願が国際調査の対象とされていた場合：

(i) 小企業手数料	100
(ii) 標準手数料	200

(b) その他の場合：

(i) 小企業手数料	400
(ii) 標準手数料	800

### 最終手数料：

(a) 小企業手数料	150
(b) 標準手数料	300
100頁を超える明細書及び図面の各頁についての追加手数料	6

### 手数料の支払方法

手数料はカナダ・ドル建てで支払わなければならない。すべての支払には、判明していれば国内出願番号を表示し（不明であれば国際出願番号が使用できる）、出願人の氏名（名称）及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

支払は次のいずれかの方法で行うことができる：クレジットカード、小切手／為替、国内官庁が保有する利用者預金口座宛の入金、銀行振替若しくは送金、デビットカード（カナダ知的所有権庁本部での対面処理のみ）。銀行振替及び送金を含むすべての手数料支払はReceiver General of Canada宛に行わなければならない。

銀行振替及び送金に関してカナダ知的所有権庁の口座に振り込むための情報は次のとおりである。

銀行名： Bank of Nova Scotia  
Toronto Business Service Centre  
20 Queen Street West  
Toronto, Ontario  
Canada, M5H 3R3

SWIFT： NOSCCATT

銀行番号： 002

送金番号： 47696

受取人名： INDUSTRY CANADA - CIP0

受取人口座番号： 476961238817

Charges Field "QUR" ?

フィールド記載： Authorization number: 033-22846

処理遅延を避けるために、いずれの銀行振替についても次の情報を含むよう提唱する。

連絡先情報： 連絡先の氏名及び電話番号

特定情報： 預金口座番号／出願人のファイル番号

要 望： 補充項目／業務内容

希望されるサービスを容易に特定するために、出願人は銀行振替の日付及び受領書写しを国内官庁に電子メール (ic.cipofinance-opicfinance.ic@canada.ca) 又はファックス (819-953-CIP0(2476), 819-953-OPIC(6742)) で送付するよう提唱する。

出願人は自身の金融機関の取引手数料の負担責任を有することに留意されたい。出願人がこれを考慮せずに送金額から取引手数料が差し引かれた場合には、差額を徴収して希望サービスを行う正確な金額を得るために、国内官庁が出願人に連絡する必要がある。カナダ知的所有権庁が手数料全額を受領した場合に限り、手数料は支払われたものとみなされるので、送金額から取引手数料が差し引かれた場合には、期日までに所定の手数料が支払われなかったという結果となるおそれがある。

## **Recommended Form for request of Entry into National Phase under Article 22/Article 39 of the Patent Cooperation Treaty**

The information in section 1 should be provided for entry into the national phase.

The information in sections 2 to 6 may be required for the completion of the PCT national phase application (after national entry in Canada). While providing this information at the time of national entry is optional, doing so may reduce the possibility of delays caused by notices being required to be sent by the office to obtain the information:

The declaration in section 7 is required at national entry if paying fees at the small entity level when entering the national phase.

### IN THE MATTER OF PCT International Application

#### **1. Contact Information and Identification of PCT Application**

The applicant is \_\_\_\_\_ (name or firm) whose complete address is \_\_\_\_\_.

[Repeat the line above and complete for each applicant]

The applicant<sup>1</sup> requests commencement of national phase procedures consequent to the designation of Canada, and requests the grant of a patent for an invention, which is described and claimed in the accompanying international application no. \_\_\_\_\_ filed \_\_\_\_\_ (date).

#### **2. Appointment of a Patent Agent**

The applicant appoints \_\_\_\_\_, whose complete address is \_\_\_\_\_, as the applicant's patent agent.

#### **3. Appointment of an Associate Patent Agent**

If the patent agent appointed in (2) does not reside in Canada:

The patent agent appoints \_\_\_\_\_, whose complete address in Canada is \_\_\_\_\_, as the associate patent agent.

#### **4. Entitlement**

Declaration of entitlement to apply for a patent (include (a) or (b) as applicable).

\_\_\_\_\_  
<sup>1</sup> If the applicant is not the applicant originally identified in the international application, evidence that the applicant is the legal representative of the originally identified applicant should be submitted to the Office. If the evidence has not already been provided the office will requisition the applicant to provide it. Acceptable forms of evidence provided in response to a requisition under subsection 58(5) of the Patent Rules include a PCT/IB/306 form, an assignment, or a change of name document.



(a) The applicant declares that they are the sole inventor.

(b) The applicant declares that they are the legal representative of the inventor.

The declaration in (a) or (b) may be substituted with a declaration filed in accordance with Rule 4.17(ii) of the regulations under the PCT.

### 5. Identification of Inventor(s)

The inventor is:

\_\_\_\_\_ (last name, first name, initials), whose complete address is \_\_\_\_\_.

[Repeat the line above and complete for each inventor]

### 6. Sequence Listings in Electronic Form

The applicant is providing a replacement sequence listing in electronic form to replace a sequence listing initially filed in respect of the PCT application in the international phase in paper form only.

The applicant declares the replacement listing does not go beyond the disclosure in the application as filed.

### 7. Small Entity Declaration – For Payment of Fees at the Small Entity Level

If small entity entitlement is sought:

(a) The applicant declares that they believe that in accordance with the Canadian Patent Rules, they are entitled to pay fees at the small entity level in respect of this application and in respect of any patent issued on the basis of this application.

\_\_\_\_\_  
(signature)

#### Notes:

Section 1 – It is recommended that the names and addresses be presented in the following order with a clearly visible separation between the various elements: family name (in capital letters), given name(s), initials, or firm name, street name and number, city, province or state, postal code, telephone number, fax number and country.

Section 2 – It is required to appoint a patent agent to prosecute the application for the applicant when the applicant is not the inventor.

Section 4 – This section may be omitted if a declaration, in accordance with Rule 4.17(ii) of the regulations under the PCT, relating to the applicant’s entitlement, as of the international filing date, to apply for and be granted a patent was contained in the Request Form (PCT/RO/101).

Section 5 - This section may be omitted where i) the applicant is the inventor; ii) indications concerning the inventor, in accordance with Rule 4.6 of the regulations under the PCT, are contained in the Request Form (PCT/RO/101); (iii) a declaration as to the identity of the inventor, in accordance with Rule 4.17(i) of the regulations under the PCT, is contained in the Request Form or is submitted directly to the Office.

Section 6 – This section is not required if at the time of national entry the PCT application contains a sequence listing in electronic form forming part of the international application.

## 「小企業」の定義

PCT国内段階出願又はその出願に基づき発行された特許に関する定義は次のとおりである。

発明に関して「小企業」とは、CPR第58条(1)の要件を充足した日及び該当すればCPR第58条(2)の要件を充足した日において従業員50名以下である企業、又は大学を意味するが、次のいずれかの企業を含まない：

- (a) 大学を除き、従業員50名を超える企業が直接的又は間接的に管理している。
- (b) 大学を除き、従業員50名を超える企業に対して、発明に関するいずれかの権利を移転した、ライセンスを許諾した、又は付随的義務を除き、権利の移転若しくはライセンス許諾を行う義務を有する。